

令和3年度

富士見市商店街空き店舗出店支援事業補助金

受付期間

- ・令和3年4月1日（木）から予算終了まで

補助金額

- ・補助限度額 1件につき90万円まで（改装費：30万円 賃借料：60万円）

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間
店舗の内外装の改修等に係る経費	1/3以内	30万円	初年度のみ1回
店舗賃借料（敷金・礼金を除く）	1/2以内	5万円/月	12か月間以内

※賃借料のうち会計年度を超える月の補助については、翌会計年度の予算状況によって交付を決定します（ご要望に添えないこともございますので予めご了承ください）

補助対象者

- ・富士見市内の商店会等（商店街振興組合、事業協同組合、任意団体）
- ・新規出店者（個人又は法人）

補助対象事業

- ・商店会等が実施する共同事業
- ・新規出店者が行う小売業、飲食業又はサービス業
- ・その他商店街等又は新規出店者が行う事業であって、商店街におけるにぎわいの創出に寄与すると市長が認めるもの

補助対象物件

- ・商店会区域内の空き店舗 ※ただし、3か月以上継続して空き店舗となっているもの
- ・大規模小売店舗立地法の対象となる施設内のテナントでないもの
- ・店舗部分が1階部分又は2階部分にあるもの
- ・店舗兼住宅の場合は、住宅部分と店舗部分が明確に分離できるもの

申請書類等

【申請に必要な書類】（※様式は市HPからダウンロードできます）

- ① 富士見市商店街空き店舗出店支援事業補助金申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書及び収支予算書（様式第2号）
- ③ 改修工事等に係る見積書の写し、店舗案内図、図面、現況写真等
- ④ 賃貸借契約書の写し
- ⑤ 商店会推薦書（様式第3号）【新規出店者の場合】

※出店区域の商店会（商店会が存在しない地域においては富士見市商工会）に様式第3号を持参し、署名をいただく必要があります。各商店会の連絡先については産業経済課にお問い合わせください。なお、商店街の一覧および位置図は市HPでご確認いただけます。



※必ず事業（工事着工等）を開始する前に余裕をもって産業経済課に申請してください。申請から補助金の交付決定まで2週間程度かかります。交付決定前に事業を開始してしまうと補助金の対象外となってしまいますのでご注意ください。

【問合せ先】

富士見市産業経済課 TEL：049-257-6827

Email：seikatsu@city.fujimi.saitama.jp